

## 仕 様 書

行財政局サービス事業推進室  
(担当 三石、松村 電話 874-7230)

件 名	サービス事業推進室庁舎清掃業務
契 約 期 間	令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日
	別添のとおり
契 約 条 件	

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

# 仕様書

## 1 委託業務名

サービス事業推進室庁舎清掃業務

## 2 委託契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

## 3 実施施設

サービス事業推進室庁舎（京都市中京区壬生下溝町44番地の3）

2階建て、延べ床面積885.78m<sup>2</sup>（事務所棟+会議室棟）

庁舎外周及び駐車場 1344.13m<sup>2</sup>

※ 別添「サービス事業推進室庁舎平面図」参照

## 4 作業日時

### (1) 日常清掃

閉庁日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日等及び12月29日～1月3日）を除く毎日。おおむね9時から14時までの間に作業を完了させること。  
なお、作業場所・内容により、作業時間を指定する場合がある。

### (2) 定期清掃

本市と協議のうえ、作業日時を決定する。

## 5 業務内容

作業内容については別紙1のとおりとする。詳細については本市と協議のうえ決定する。

## 6 ごみの処理

分別品目ごとのごみ容器のごみを回収するとともに、ごみ袋を設置している容器には、ごみ袋を設置する。ごみは、12時30分以降に、分別したごみ容器から回収し、所定のごみ集積所まで運ぶ。

## 7 清掃用具等

清掃に用いる機材は、各用途に適切かつ効果的な用具及び洗剤等薬品（便所用、ガラス用洗剤等）を使用すること。また、これらについては受託者の負担とする。ただし、清掃を行うために必要な光熱水費については、本市の負担とする。

## 8 消耗品

ごみ袋、トイレットペーパー、手洗い石けん（液体石けん含む）については、本市の負担とする。

## 9 履行確認

受託者は、毎回作業終了後、別紙3の「清掃作業履行確認書」に本市の職員の完了確認を受けるとともに、各月の清掃業務完了後、別紙2の「完了報告書」に「清掃作業履行確認書」を添えて、5日以内に提出するものとする。

なお、報告期限日が閉庁日に当たる場合は、翌開庁日とする。

## 10 支払方法

1箇月ごとに当該期間の終了後、契約金額の12分の1の金額を、受託者からの適法な支払請求書を受理したときから30日以内に支払うものとする。ただし、12分の1の金額に円未

満の端数が生じる場合は、初回分に加算して支払う。

#### 1 1 損害の賠償

受託者は、受託者の責に帰する理由により施設等を損傷させた場合、受託者の責任において復旧するものとし、事故等発生の原因及び状況等について速やかに報告する。

#### 1 2 その他

- (1) 受託者は、契約履行中に知り得た本市の秘密に属する事項を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、本市の合意がなければ、第三者に対して本契約により生じた権利義務の譲渡又は業務の再委託をすることはできない。
- (3) 受託者は、当該業務に関わる範囲以外の場所に無断で立ち入らないものとする。
- (4) 受託者の当室敷地内への駐車は原則認めない（自転車の駐輪は可）。ただし、定期清掃作業に伴って機材の搬入が必要な場合など、本市が認めた場合はその限りではない。
- (5) 業務上における安全衛生に関する管理は、受託者の責任において、関係法令に従い行う。また、事故等が発生した場合は、受託者の責任において処理する。
- (6) 災害その他諸般の事情により、施設移転等の事態が生じた場合は、本市はこの契約を解除することができる。また、受託者はこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、本市に請求することはできない。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、双方協議のうえ決定する。

サービス事業推進室清掃場所、面積及び方法等

階等	清掃場所	面積等 (m <sup>2</sup> )	床材質	清掃方法
1 F	玄関	9. 98 m <sup>2</sup>	ビニールシート	A、C
	ホール	30. 83 m <sup>2</sup>	ビニールシート	A、I
	乾燥室 1	21. 15 m <sup>2</sup>	コンクリート	A、I
	乾燥室 2	37. 40 m <sup>2</sup>	ビニールシート	A、I
	1階会議室	33. 98 m <sup>2</sup>	ビニールシート	A、I
	応接室	8. 86 m <sup>2</sup>	ビニールシート	A、I
	更衣室 (男、女)	72. 00 m <sup>2</sup>	ビニールシート	A、I
	シャワー室 (男、女)	72. 00 m <sup>2</sup>	ビニールシート、シャワーユニット	D、I
	工作室	69. 84 m <sup>2</sup>	ビニールシート	A、I
	手足洗場	9. 84 m <sup>2</sup>	コンクリート	A
	便所 (男、女、外部)	22. 88 m <sup>2</sup>	ビニールシート	B
	廊下	17. 43 m <sup>2</sup>	ビニールシート	A、I
	喫煙場所	2. 00 m <sup>2</sup>	コンクリート	F
2 F	執務室	178. 20 m <sup>2</sup>	ビニールシート	A、I
	ホール	15. 16 m <sup>2</sup>	ビニールシート	A、I
	給湯室	15. 73 m <sup>2</sup>	ビニールシート	A、E、I
	休養室 1	12. 15 m <sup>2</sup>	ビニールシート	A、I
	休養室 2	12. 15 m <sup>2</sup>	ビニールシート	A、I
	ミーティングルーム	24. 66 m <sup>2</sup>	ビニールシート	A、I
	室長室	8. 33 m <sup>2</sup>	ビニールシート	A、I
	便所 (男、女)	22. 50 m <sup>2</sup>	タイル、ビニールシート	B
	廊下	46. 02 m <sup>2</sup>	ビニールシート	A、I
	喫煙場所	4. 00 m <sup>2</sup>	コンクリート	F
その他	階段	22. 40 m <sup>2</sup>	ビニールシート	A、I
	会議室棟	60. 00 m <sup>2</sup>	ビニールシート	G、I
	窓ガラス全体	230. 40 m <sup>2</sup>		I
外回り	庁舎外周・駐車場	1, 342. 13 m <sup>2</sup>		H

敷地面積・・・1, 913. 21 m<sup>2</sup>

延床面積・・・885. 78 m<sup>2</sup> (事務所棟+会議室棟。上記面積合計とは一致しない。)

便器・・・洋式8個、和式3個、小便器6個

清掃方法及び実施時間帯

- ・毎日清掃

A (日常清掃)

ダストモップ、ほうき等を使用して掃除。鏡、洗面台をスポンジ等で磨き洗い。

(9:00~11:30、13:30~14:00)

B (便所の清掃)

床等をブラシや雑巾等で擦り洗い(2階男子トイレは湿式のため、週に1回以上は水洗いすること)。鏡、洗面台、便器の洗浄及び便器の消毒。トイレットペーパー、手洗い石けん(液体石けん含む)等の補充。

(9:30~11:30、13:30~14:00)

C (玄関の清掃)

ほうき、雑巾等を使用して掃除(玄関マット含む)。

(9:00~14:00)

D (シャワー室、脱衣所の清掃(シャワーユニット数:10箇所))

シャワーユニット個室内は、スポンジ等、傷が付きにくい用具で磨き洗い。脱衣所及びシャワー室内の床は、ほうき、雑巾等を使用して掃除。流し台はスポンジ等で磨き洗い。

(9:00~11:30、13:30~14:00)

E (給湯室の流し台の清掃)

流し台(排水口、ガスコンロを含む。)をスポンジ等で磨き洗い。

(9:00~11:30、13:30~14:00)

F (喫煙場所の灰皿の清掃)

灰皿の吸殻を回収し灰皿を洗浄。

(9:00~11:30、13:30~14:00)

- ・特殊清掃

G (会議室棟の清掃)

週1回。ダストモップ、ほうき等で掃除。

(9:00~14:00)

H (庁舎外周及び駐車場内)

週1回。ごみ、落ち葉、砂、泥等をほうき等で掃除。

(9:00~14:00)

I (庁舎全体の清掃)

年2回。窓ガラス(外側(内側から拭ける範囲で可)、内側)及び窓のサッシ、玄関マットの洗浄。更衣室のロッカ一天板部分の拭き掃除。

床の機械洗浄及びワックス塗布。(ただし、汚れがひどい箇所については、剥離洗浄を行うこと。)

(土曜日又は日曜日9:00~17:00)

(別紙2)

令和 年 月 日

完 了 届

(宛先) 京都市長

住所

氏名

印

下記のとおり完了したので届け出ます。

記

件名 庁舎清掃業務 (令和 年 月分)

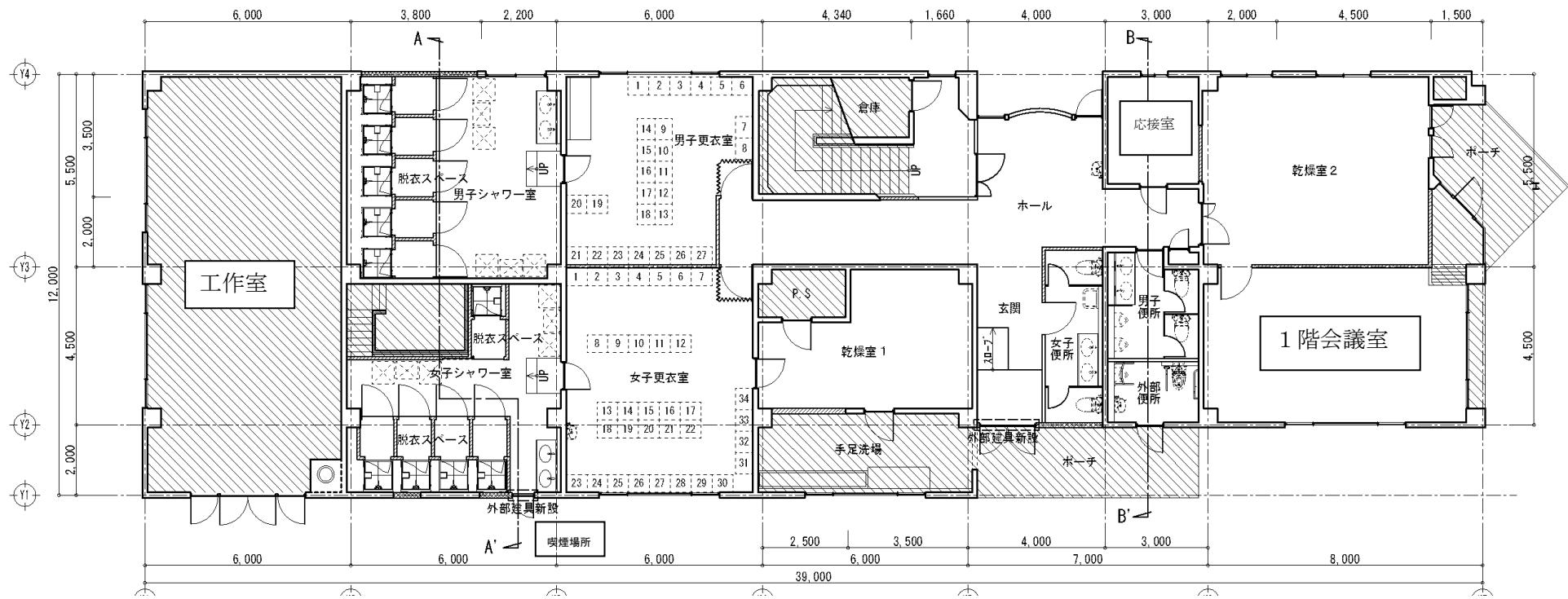
履行場所 京都市行財政局サービス事業推進室

履行確認書 別紙「清掃業務履行確認書」のとおり

## 清掃業務（日常清掃）履行確認書（令和 年 月分）

実施日 (曜日)	業務実施者	履行確認	庁舎外周及び駐車場内 (週1回実施)		会議室棟 (週1回実施)		備考
			業務実施者	履行確認	業務実施者	履行確認	
1日( )							
2日( )							
3日( )							
4日( )							
5日( )							
6日( )							
7日( )							
8日( )							
9日( )							
10日( )							
11日( )							
12日( )							
13日( )							
14日( )							
15日( )							
16日( )							
17日( )							
18日( )							
19日( )							
20日( )							
21日( )							
22日( )							
23日( )							
24日( )							
25日( )							
26日( )							
27日( )							
28日( )							
29日( )							
30日( )							
31日( )							

(サービス事業推進室庁舎 1階平面図)



(サービス事業推進室庁舎 2階平面図)

